

のれんの減損等に関するFASB コメント募集へのコメント案、検討 ASBJ

去る9月11日、企業会計基準委員会は第416回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

のれんの減損等に関する

FASBコメント募集への対応

第414回親委員会

(2019年9月10日号 (No.

1555) 情報ダイジェスト参

照)に引き続き、FASBが公

表したコメント募集「識別可能

な無形資産及びのれんの事後の

会計処理」(以下、「本コメント

募集」という)へのコメント案

が示され、検討が行われた。

(1) のれんの償却期間

「のれんの償却を決定すると

仮定した場合、どの償却期間の

特徴を支持するか」との質問に

つき、事務局からは、次のよう

なコメント案が示された。

「経営者の合理的な見積り」および「償却期間の上限」の特徴を支持し、基本的には10年を上限として、「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合に

より増加すると見込まれる期間」で見積ることが適切である。次善として、10年を原則としたうえで、適切であると判断する場合には10年より短い償却期間を認めるアプローチが考えられる。

委員からは、「償却期間に上限を設けるとするのは賛成だが、10年と具体的な年数を示すのは反対」との意見が出された。

事務局からは「年数を示さない」と20年を主張していると思われる懸念がある。議論を喚起するため」と回答があった。

(2) オプション

本コメント募集の、「公開企

業にのれんおよび無形資産の会計処理に関するオプションおよび減損テストの実施の手法および頻度に関するオプションを提

供することのコストおよび便益に関する影響は何か」との質問に対し、事務局からは、「現状の課題への対応を促進する有力なアプローチである」旨のこ

メ

ント案が示された。

委員からは、「オプションを入れるアプローチには反対。コメントのニュアンスが前向きすぎる」との意見に、事務局からは「提案なので、後ろ向きでは効果ないのでは」と回答があった。

税効果会計の税金費用の計上区分

第62回税効果会計専門委員会(2019年9月10日号 (No.

1555) 情報ダイジェスト参

照)に引き続き、税金費用の計上区分に関する検討が行われ

た。

第412回親委員会では、課

税所得計算上、当期純利益に加

算される金額は期間差異として

将来減算一時差異、会計上の時

価評価から認識される包括利益

は将来加算一時差異を構成する

というように、これらの一時差

異を総額で取り扱うこと等の考

え方の整理をすべきとの意見が出されていた。

この意見を踏まえ、一時差異

に対して税効果を認識するとい

う税効果会計の基本的な考え方

と整合しないため、提案された

処理は採用しないという事務局

案が示された。

委員からはおおむね賛成意見

があがった。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
10月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和元年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
10月31日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和元年8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人 (令和元年7月期) 2カ月延長法人 (令和元年6月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

国際会計

金利指標改革に伴う会計処理の修正ED、公表—FASB

去る9月5日、FASBは他の取引の会計処理について任意の簡便法と例外を提供している。

U)の公開草案「金利指標改革 (reference rate reform) (トピック⁸⁴⁾)—財務報告での金利指標改革の影響の円滑化」(以下、「公開草案」という)を公表した。

金融指標改革の経緯

多くの金融取引や関連する会計処理の基準金利として使用されてきたLIBOR (London Interbank Offered Rates) については、多くの金融機関が不正操作に関与していたことが発覚したことから、英国の規制当局が2021年にLIBORを廃止することを明らかにした。

そのため、関係者は金利指標改革によるLIBORに代わる金利指標へのスムーズな移行を望んでいた。

公開草案の内容

この公開草案は、その要望に依りて、特定の規程を満たした金利指標改革により影響を受ける契約、ヘッジ関係とその

他の取引の会計処理について任意の簡便法と例外を提供している。

主な公開草案の内容は次のとおりである。

- (1) 契約の条件の変更 (modification) の任意の簡便法

現行の条件の変更に関する会計処理では、条件の変更が新しい契約かどうかの評価が要求される。この簡便法は、参照金利を置き換えた条件の変更と、参照金利の置換えに関連して同時に発生する他の契約の条件の変更に適用される。

・債権(トピック30)、「負債」(トピック470)の範囲での条件の変更は、将来に向かって実効金利の修正として会計処理される。

・「リース」(トピック842)の範囲での条件の変更は、既存の契約の継続として会計処理され、現行で要求される再評価または再測定は要求されない。
・デリバティブとヘッジ組込

会計・監査 カラムの要

監査は信頼できますか

公認会計士
手塚 仙夫

監査という公認会計士が行うものという印象が強いと思われるが、実は極めて多種多様なものである。企業を含めた組織体や各種団体(以下、「企業等」という)には、何らかの監査が存在する。監査の対象としては企業等の決算書関係がよく知られているが、企業等の業務に関して規制法令等がある場合は法令遵守に関する監査もある。また、監査の実施者としては公認会計士の他に、監査役、幹事、規制当局などいろいろである。

監査を受けている、監査報告書があるという「一般的にはその監査対象は信頼できるあるいは信頼性が高い」というイメージを持たれると思われるが、その信頼性のレベル感はずしも同一ではなく、多様性の高いものであると考えておく必要がある。

監査の信頼性の水準を判断する要素をいくつか例示すれば次のようになる。①監査実施者が監査の専門教育を受けているかどうか(たとえば公認会計士)、②監査基準のような監査の実施に関するルールが整備されているかどうか、③会計基準のような監査対象となるものの作成基準や実施基準が整備されているかどうか、④監査対象の作成基準等は、対象領域の網羅性に十分配慮されたものかどうか、⑤監査実施者と監査対象とは形式的、精神的独立性を有しているかどうかなどである。さらに、このような要件を満たすものであっても、監査実施者の誠実性、実施環境の多様性などによってもその信頼性の水準は変化することも考慮しておく必要がある。

ここで各論的にいくつかの監査実務についていくことにする。一般的に厳格な監査が実践されていると考えられるのは、公認会計士による金融商品取引法(以下、「金商法」という)に基づく財務諸表監査である。これは前記要件のすべてを満たしているが、残念ながら時折不祥事が発覚している状況であり、運用の段階で何かが不足している場合があるといえる。

次に会社法による会計監査人設置会社の計算書類監査である。多くの場合、金商法監査とダブルの場合が多いので、信頼性のレベル感は金商法と同等とみることができ。会社法だけの場合もあるが、会計監査人設置会社の場合は信頼性のレベル感には少し変化する場合があるもの

の、原則として前記要件は満たしている。会社法の監査でも会計監査人設置会社以外の会社の場合は、公認会計士が関わらないため前記要件を満たしていない場合が多いので、信頼性水準には十分留意する必要がある。

その他にも種々の組織団体があるが、法律で公認会計士による監査が義務づけられている場合、監査実施者に関する信頼性水準はあるレベルの保証はある。しかし、作成基準が特殊なものもあるので、金商法監査とは少し異なるレベル感になる可能性がある。

監査のいろいろを説明してきたが、監査を頭から信頼するのではなく、前記5つの要件を参考に自分なりに信頼性を判断することを勧めたい。具体的には、被監査対象者および監査実施者に前記要件について確認しあるいは制度の内容を理解し、監査の信頼性を確保する環境のもとで行われたものであることを確かめることが大切である。本来は、すべての監査が絶対的に信頼できることが理想であるが、制度として動かすことを優先し結果として信頼性に多様性が生じることもやむなしなのかもしれない。

内閣改造で経済閣僚に求められる経済政策

デリバティブ（サブ・トピック815-15）の範囲での条件の変更は、組込デリバティブを別個の商品として会計処理するか再評価を要求されない。他のトピックまたはサブ・トピックでの条件の変更は、一般的な原則として、契約を継続し、再評価を必要としない。

(2) ヘッジ関係の重要な契約条件(critical term)の変更に關連する「ヘッジ(トピック815)」のガイダンスの例外

既存のヘッジ関係の重要な契約条件が変更された場合、ヘッジ関係の中止とはならない。

(3) 任意の簡便法

公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジについて、いくつかの任意の簡便法を提供している。

コメント期限と適用関係

コメント期限は2019年10月7日である。

最終基準書の発行後に、将来に向かって適用される。

この改訂は、2022年1月1日以降の契約の条件の変更と2022年1月1日以降に締結されたまたは評価されるヘッジ関係には適用されない。

第4次安倍再改造内閣が9月11日、正式に発足した。麻生副総理兼財務・金融担当相、菅官房長官は留任したもの、17人の閣僚が交代し、13人が初入閣となるなど、前内閣とは大きく顔ぶれが変わる内閣改造となった。

経済閣僚では、麻生副総理以外に西村康稔氏が経済財政・再生相、菅原一秀氏が経済産業相となったが、西村・菅原両氏に關しては今回初入閣となる。経済閣僚に求められる喫緊の課題は、10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う諸問題への対応だ。特にマクロ経済運営面では、この増税が、GDPの約60%を占める個人消費に直接影響を与えるだけに、慎重な対策が求められる。

現在計画されているキャッシュ・レス決済のポイント還元など、個別の政策にとどまらず、補正予算も視野に入れた総合的な対応を取るかどうかにも注目が集まっている。内閣府が9月9日に発表した8月の景気

ウォッチャー調査でも、「回復に弱い動き」、「先行きについては消費税率引上げや海外情勢等に対する懸念」と結論づけられ、また11日発表の法人企業景気予測調査では7-9月期の大企業全産業の景況判断指数(BSI)は3四半期振りにプラスとなったものの、10-12月期の見通しでは再びマイナスに転じるなど、不透明な景気見通しが反映された形となっている。

こうした環境下で、日銀の次の一手には制約がある。マイナス金利の深掘りやイールドカーブコントロールなど、形の上では実行できることがあっても、マイナス金利によるイールドカーブフラット化のリスクや、その結果として金融業界に与える悪影響を考えれば、プラス面よりマイナス面が大きいと考えられるためだ。したがって財政による下支えが必要となる。

内閣改造を機に新しい経済閣僚が経済運営を主導するとともに、景気失速を防ぐため強い姿勢で臨むことが求められている。

ウオッチャー調査でも、「回復に弱い動き」、「先行きについては消費税率引上げや海外情勢等に対する懸念」と結論づけられ、また11日発表の法人企業景気予測調査では7-9月期の大企業全産業の景況判断指数(BSI)は3四半期振りにプラスとなったものの、10-12月期の見通しでは再びマイナスに転じるなど、不透明な景気見通しが反映された形となっている。

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和元年7-9月期調査		対象企業数 14,157社 回答企業数 11,667社 回収率 82.4%			
景況	●貴社の景況 令和元年7-9月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は1.1%ポイントとなり、平成30年10-12月期以来3期ぶりの「上昇」超となっている。中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっている。 先行きを全産業でみると、大企業は令和元年10-12月期に「下降」超に転じるもの、令和2年1-3月期には「上昇」超となる見通し、中堅企業は令和元年10-12月期に「下降」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)			
	●国内の景況 令和元年7-9月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は▲1.6%ポイントとなり、平成31年1-3月期以降3期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業も「下降」超となっている。 先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超で推移する見通しとなっている。	国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)			
雇用	令和元年9月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業でみると、大企業は21.4%ポイントとなり、平成23年9月末以降3期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業も「不足気味」超となっている。 先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。				
売上高	令和元年度は、0.7%の増収見込みとなっている。 業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっている。				
経常利益	令和元年度は、4.6%の減益見込みとなっている。 業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっている。				
設備投資	令和元年度は、8.3%の増加見込みとなっている。 業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっている。				
(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。					

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年9月6日	監査基準の改訂に関する意見書、中間監査基準の改訂に関する意見書、四半期レビュー基準の改訂に関する意見書	金融庁	監査報告書の意見の根拠の記載、および守秘義務規定の改訂を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190904-2.html	2019年9月20日号 情報ダイジェスト
2019年9月6日	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(公開草案)		財務諸表監査における監査報告書の記載区分等が改訂されたことに伴うもの。期限は2019年10月7日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190904-1.html	2019年9月20日号 情報ダイジェスト

証券

改造内閣の始動で株式市場の環境は好転するか

安倍首相の看板政策アベノミクスと日銀の異次元金融緩和政策が実施されてから6年半になる。その成果については評価がわかれるところだが、日本経済の危機といった切迫感が解消されたことは確かであろう。

もとより、内外の政治経済情勢は安心できるものではないが、任期があと2年という時期に首相は「安定と挑戦」を掲げ、大幅な内閣改造を実施した。首相は憲法改正を重要課題と位置づけているが、社会保障の充実についても注目が集まっている。首相は改造内閣をあげて社会保障改革に取り組むとして、「全世代型社会保障検討会議」を立ち上げることを強調した。そこで一定の成果をあげる

ことが期待されている。足元の景気は年初から緩やかな後退、あるいは横ばいといった傾向が続いている。内需は比較的堅調だが、米中貿易摩擦の影響で外需が落ち込み、輸出では停滞がみられる。今後は消費税率引上げも控えている。今の

ところ消費者心理の大きな動揺は伝えられておらず、スムーズな引上げが実現する可能性もあるが、消費需要の多少の落ち込みは避けられないと思われる。米中貿易摩擦や日韓の貿易問題など懸念材料が多く、輸出の直直りを期待することは容易ではない。企業収益は下方修正の公算が大きく、特に製造業の落ち込みが懸念される。

安倍改造内閣がスタートしたが、株価のファンダメンタルズは芳しくなく、さらに悪化する懸念もある。

ファンダメンタルズに不安を抱えるのは各国共通であり、世界経済の成長率見通しの下方修正が相次いでいる。

世界経済を動揺させている米中貿易摩擦の火元、アメリカの株式市場では、対中国関税率の変更が発表されると、株価が大きく反応する。関税率の上下と株価の上下が同一なのである。他の国の市場がアメリカ市場に追随するとすれば、情勢は予断を許さないとはいえるだろう。

経理用語の豆知識



EDINET タクソノミと XBRL

有価証券報告書や四半期報告書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investor's NETwork) により開示されている。EDINETでは、勘定科目等については原則としてEDINETタクソノミ(タクソノミ)から利用しなければならない。タクソノミは有価証券報告書等の開示に使用するXBRL形式の財務諸表の電子的ひな形であり、XBRLを利用して有価証券報告書等の書類を作成し、提出することになっている。

なお、タクソノミは、財務諸表等規則改正への対応等により、金融庁より原則として年1回更新されたものが公表されている。

XBRL (eXtensible Business Reporting Language) とは、財務情報等を効率的に作業・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語のことをいう。

XBRLでは、タクソノミをもとに、インスタンス(タグ付けされた開示書類ファイル)を作成している。

内部監査人の作業の利用



内部監査人は内部監査機能の活動に従事する者である。また、内部監査機能は、企業のガバナンス・プロセス、リスク管理および内部統制の有効性を評価・改善するために保証・助言活動を行う企業内部の機能のことをいう。

監査人は、①内部監査機能の組織上の位置づけおよび関連する方針および手続により確保されている、内部監査人の客観性の程度、②内部監査機能の能力の水準、③内部監査機能が、品質管理を含め、専門職としての規律ある姿勢と体系的な手法を適用しているかどうか、を評価したうえで、内部監査人の作業が監査の目的に照らして利用できるかどうかを判断しなければならない。

監査人は、監査業務におけるすべての重要な判断をしなければならぬが、内部監査人の作業を不適切に利用しないように、内部監査人の作業の利用の範囲を縮小し、監査人自ら実施する作業を拡大するよう計画しなければならない。